

国立民族学博物館知的財産委員会規則

平成16年 4月20日
規則第 37 号

(設置)

第1条 人間文化研究機構知的財産規則第4条に基づき、国立民族学博物館に知的財産委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 各副館長
- (3) 各研究部長
- (4) 情報管理施設長
- (5) 学術資源研究開発センター長
- (6) 管理部長
- (7) 館長が指名する研究教育職員

(任期)

第3条 前条第7号に掲げる委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第2条第2号から第5号に掲げるもののうち、館長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員及び委員以外の職員をもって構成する。
- 3 専門部会の専門部会長は、委員長が指名する。
- 4 専門部会に関する事項については、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。
(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。